

個人情報取扱 事業者保険

業務過誤賠償責任保険普通保険約款 個人情報取扱事業者特約条項 企業情報漏えい担保追加条項 他



個人情報を取り巻く社会環境と企業の対応

個人情報の取扱いに関する適切なリスクマ

社会環境・法制的動向

個人情報保護法の改正

技術革新、情報伝達手段の高度化等による個人情報データベースの巨大化、それに伴う個人情報漏えいによる損害の拡大

企業における個人情報漏えい事故の度重なる発生

PL法・賠償責任等に見られる企業倫理・企業行動に対する社会的要請の高度化

消費者の損害賠償請求に対する意識の高まり

マイナンバー制度の導入

ネジメント構築の重要性が高まっています。

企業に求められる対応

顧客や株主など、あらゆるステークホルダー(利害関係者)からの企業に対する要求

法令を遵守した個人情報の取扱い(コンプライアンス)

適切なリスクコントロール
(プライバシーポリシーの策定・公表、従業員の教育、セキュリティの強化等)

適切なリスクファイナンス(保険)
=万が一漏えい事故が発生した場合に可及的速やかに対応を行うための資力確保

個人情報取扱事業者保険の補償内容

個人情報取扱事業者保険とは?(基本補償の内容)

個人情報が漏えいしたこと、**またはそのおそれ**が生じたことにより企業が負担する損害を補償します。

第三者への損害賠償に関する補償

貴社(被保険者)の業務遂行にあたり、偶然な事由により**個人情報**を漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

損害賠償金

貴社(被保険者)が被害者に支払うべき法律上の損害賠償金

争訟費用

貴社(被保険者)が事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用

争訟対応費用

損害賠償請求に対処するために、貴社(被保険者)が支出した文書作成費用、交通費、宿泊費、事故の原因調査費用などの費用

求償権保全費用

貴社(被保険者)が他人に損害賠償請求できる場合に、その権利を行使するために支出した費用

協力費用

損保ジャパン日本興亜が貴社(被保険者)に代わり解決への対応を行う場合に、貴社(被保険者)が協力のために支出した費用

企業情報の漏えいに関する補償

貴社(被保険者)の業務遂行にあたり、偶然な事由により**企業情報**を漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、貴社(被保険者)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

損害賠償金

争訟費用

※お支払いする保険金に「ブランドプロテクト費用」は含まれません。

※この保険では、他人の身体の障害、財物の損壊、紛失、盗取、詐取に起因する賠償責任は、保険金のお支払対象外となります。

ここでご説明している補償内容のほかに、オプション補償をセットすることで、基本補償では対象外となっていた損害が対象となる場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ブランドプロテクト費用

(企業ブランド価値のき損を防止・軽減するための補償)

個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことを知った場合において、保険期間中に**その謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うこと等を要件として**、企業ブランド価値のき損を防止・軽減する(ブランドプロテクト)ための対応策を実施するために貴社(被保険者)が支出した費用を補償します。

メディア対応費用

貴社(被保険者)が謝罪や再発防止に向けた取り組みの公表などを目的として、テレビでの会見や新聞への広告掲載を行うために支出した費用

クレーム対応費用

被害者への謝罪文の作成・送付、見舞品の購入・送付のために貴社(被保険者)が支出した費用

被害者から損害賠償請求を受けた場合やデータの開示や利用停止の要求を受けた場合に、その対応のために貴社(被保険者)が支出した費用

事故対応費用

被害の拡大を防止するために貴社(被保険者)が支出した費用

対応策等のコンサルティングを受けるために貴社(被保険者)が支出した費用

原因の調査費用や、アルバイト等の臨時雇入費用などの対応のために臨時に支出する費用

損害賠償請求費用

貴社(被保険者)が支出した対応費用について、他の事業者の原因があるような場合に、その事業者へ損害賠償請求を行うために貴社(被保険者)が支出する費用



保険金をお支払いする主な事例

個人情報の「漏えい」または「漏えいのおそれ」が生じた場合、保険金のお支払いの対象となります。

事例① 個人情報データベースへ外部から不正アクセスがあり、従業員のマイナンバーが抜き出された。

事例② 事務所に保管している個人情報を記録したパソコン、CD-Rが盗難にあった。

事例③ 営業車にカバンを置いたままにし、個人情報を記載したリストが車上荒らしに遭い、盗難に遭った。

事例④ 顧客宛のメールリストにおいて、誤って全ての宛先を開示して電子メールを送付してしまった。

事例⑤ 顧客宛の請求書を誤って別の顧客へ送付してしまった。

事例⑥ 個人情報データベース化を委託された企業Aが、従業員のミスにより個人情報を漏えいしてしまい、委託元の企業Bから漏えいされた顧客のために支出した費用を求償された。

被害者への損害賠償対応

企業ブランド価値のき損を防止・軽減するための対応

※実際の保険金のお支払いにあたっては、発生した事故により個別に判断することになります。

お支払いする保険金のイメージ

想定事件事例 業種：通信販売業

- ・お客さまから「身に覚えのない不審なDMが届いた」と連絡があり、セキュリティコンサルタントに原因調査を依頼。結果、約9万人の顧客情報の漏えいが発覚した。
- ・その企業では、約9万人の個人宛にお詫び状を作成し、郵送する対応を取ったが、個人情報を漏えいされた顧客の一部(4,000人)が、原告団として精神的苦痛による慰謝料の損害賠償請求を提起。
- ・結果、1名あたり18,000円の損害賠償金を支払うことが命じられた。

想定損害額

- 損害賠償金…18,000円 × 4,000人 = 7,200万円
- 弁護士費用…150万円
- お詫び状作成、郵送費…100円 × 9万人 = 900万円
- セキュリティコンサルタント委託費用…200万円

損害額合計 = 8,450万円(上記の合算)

その他に…

- ・クレーム対応のためのコールセンター設置費用(数百万～1,000万円程度)
- ・新聞への謝罪広告の掲載費用(数百万円程度)等の損害が想定できますが、これらもお支払いの対象となります。

8つの特長

1. マイナンバーのみの漏えいも対象

マイナンバー、運転免許証番号、旅券番号、基礎年金番号、保険証番号、住民票コード、顔認識データ等が単独で漏えいした場合も、保険の対象となります。

2. 個人情報の漏えいのおそれも対象

「顧客情報を記録したPCが行方不明になった」、「顧客情報を記録したノートPCが盗難に遭ったが、PCは暗号でロックされている」、「顧客情報を記録したデータベースが外部の者によりスキャンされたことが判明した」等の客観的に第三者への漏えいが確認できない場合、個人情報の機微度が極めて高く、漏えいの可能性があるだけで本人が強い精神的苦痛を感じる等で、事業者が法律上の賠償責任が生じるケースが考えられます。このようなケースも保険の対象となります。

3. 委託者より求償請求された場合も対象

貴社(被保険者)が他の事業者から個人情報の加工等を委託され、それが原因で事故が発生し、委託者からブランドプロテクト費用の求償を受けた場合には、第三者への損害賠償に関する支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

4. 各種費用保険金の支払対象期間設定なし

5. クレジットカード盗難後の不正使用被害等による経済的損害も対象

企業情報の漏えいに起因するクレジットカード不正使用被害は対象外となりますので、ご注意ください。

6. 各種割引制度の充実

プライバシーマーク等の認証取得など、告知事項等申告書の内容とSOMPOリスクマネジメント株式会社の簡易診断レポートの評価得点と合わせ、最大65%の割引が適用可能です。また、ブランドプロテクト費用保険金の補償範囲を縮小することにより20%の割引を行うプランもご用意できます。

7. 簡易診断レポート作成サービス

SOMPOリスクマネジメント株式会社による簡易診断レポートを無料で提供します。

8. 緊急時サポート総合サービス

この保険にご加入いただいたお客さまには、個人情報漏えい発生時に「緊急時サポート総合サービス」(下記を参照ください)を提供します。なお、サービス料金は、原則支払保険金から充当されます。

緊急時サポート総合サービス

万が一、サイバー攻撃などによる個人情報漏えいによって、事故の公表や本人への謝罪等の対応をしなければならない緊急時に、ワンストップかつ総合的にサポートします。

「個人情報取扱事業者保険」に加入された事業者さまの中で、このサービスの利用をご希望された場合、個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことを知った場合に必要な各種機能を備えた「緊急時サポート総合サービス」がご利用いただけます。(ただし、個人情報取扱事業者保険で保険金がお支払いできる場合にかぎります。)

各サポート機能の概要

	サポート機能の業務概要(例)
調査・応急対応支援機能	■ヒアリング、ログ分析、フォレンジック調査等により、原因究明・影響範囲調査をサポート ■被害拡大防止アドバイスやWebアプリケーションの鳥瞰診断、改修、再診断を支援
コールセンター支援機能	■実績のある提携企業のコールセンターでオペレーション対応 ■業務規模に応じ、ブース数を柔軟に設定 ■オペレーションマニュアル、基本コールスクリプト、FAQの作成をサポート ■コール内容聴取 ■お問い合わせ件数等に関するレポートを提供
緊急時広報支援機能	■被害者への謝罪・関係機関への報告・対外公表文書やニュースリリースなど報道発表資料等の作成をアドバイス ■メディアに対する緊急記者会見が必要なケースでは、その実施をサポート
信頼回復支援機能	■再発防止策の評価に関する証明書を発行

※ご利用を希望する規模や期間等により、対応ができない場合もあります。

※告知事項等申告書の告知内容について、「緊急時サポート総合サービス」の各種機能会社と情報を共有して利用させていただく場合があります。

※詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

ご加入にあたって

加入の対象となる事業者

個人情報保護法に規定する個人情報取扱事業者(個人情報データベース等に含まれる個人情報の数が5,000を超える事業者)であるか否かにかかわらず、原則として個人情報を取扱う全ての事業者(※)が対象となります。(ただし、告知事項等申告書に記載する告知内容によりお引受けができない場合があります。)

※第三者から個人情報についてのデータ処理等を受託する事業者も対象となります。



補償の対象となる方(被保険者)

- ① 貴社(記名被保険者) ② 貴社の役員

保険期間

保険期間は1年間です。なお、保険責任は保険期間の初日の午後4時に始まり、末日の午後4時に終わります。

ただし、保険契約申込書またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

保険の適用地域

この保険契約の適用地域は日本国内となります。

支払限度額と自己負担額

保険金の種類	第三者への損害賠償に関する補償		企業ブランド価値のき損を防止・軽減するための補償																																							
	損害賠償金	その他の費用	ブランドプロテクト費用																																							
縮小てん補割合			90%、95%のいずれかをお選びいただけます。																																							
自己負担額	0円～1,000万円 の中からお選びいただけます。																																									
支払限度額	【保険期間中】の支払限度額 次の12パターン(※1)(※2)		【1事故】の支払限度額 次の7パターン(※3)																																							
	<table border="1"> <tr><td>パターン 1</td><td>3,000万円</td></tr> <tr><td>パターン 2</td><td>5,000万円</td></tr> <tr><td>パターン 3</td><td>1億円</td></tr> <tr><td>パターン 4</td><td>2億円</td></tr> <tr><td>パターン 5</td><td>3億円</td></tr> <tr><td>パターン 6</td><td>4億円</td></tr> </table>	パターン 1	3,000万円	パターン 2	5,000万円	パターン 3	1億円	パターン 4	2億円	パターン 5	3億円	パターン 6	4億円	<table border="1"> <tr><td>パターン 7</td><td>5億円</td></tr> <tr><td>パターン 8</td><td>6億円</td></tr> <tr><td>パターン 9</td><td>7億円</td></tr> <tr><td>パターン 10</td><td>8億円</td></tr> <tr><td>パターン 11</td><td>9億円</td></tr> <tr><td>パターン 12</td><td>10億円</td></tr> </table>	パターン 7	5億円	パターン 8	6億円	パターン 9	7億円	パターン 10	8億円	パターン 11	9億円	パターン 12	10億円	<table border="1"> <tr><td>パターン 1</td><td>300万円</td><td>パターン 5</td><td>3,000万円</td></tr> <tr><td>パターン 2</td><td>500万円</td><td>パターン 6</td><td>5,000万円</td></tr> <tr><td>パターン 3</td><td>1,000万円</td><td>パターン 7</td><td>1億円</td></tr> <tr><td>パターン 4</td><td>2,000万円</td><td></td><td></td></tr> </table>	パターン 1	300万円	パターン 5	3,000万円	パターン 2	500万円	パターン 6	5,000万円	パターン 3	1,000万円	パターン 7	1億円	パターン 4	2,000万円	
パターン 1	3,000万円																																									
パターン 2	5,000万円																																									
パターン 3	1億円																																									
パターン 4	2億円																																									
パターン 5	3億円																																									
パターン 6	4億円																																									
パターン 7	5億円																																									
パターン 8	6億円																																									
パターン 9	7億円																																									
パターン 10	8億円																																									
パターン 11	9億円																																									
パターン 12	10億円																																									
パターン 1	300万円	パターン 5	3,000万円																																							
パターン 2	500万円	パターン 6	5,000万円																																							
パターン 3	1,000万円	パターン 7	1億円																																							
パターン 4	2,000万円																																									

(※1) 精神的な苦痛に係る損害については、個人情報1件につき30万円を限度として保険金をお支払いします。

(※2) 企業情報が漏えいした場合の第三者への賠償責任に関する補償は1,000万円が限度となります。(自己負担額は5万円です。)

(※3) ブランドプロテクト費用でご選択いただけるパターンは、原則として損害賠償に関する補償でご選択いただく支払限度額の50%未満のパターンとなります。

詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



パンフレットに記載された内容は標準的な設定であり、縮小てん補割合や自己負担額には他にご選択いただけるパターンがあります。また、ご提出いただく告知事項等申告書の内容によってはご選択いただけるパターンに制限がある場合もあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

個人情報の定義

個人に関する情報であって、次の①または②のいずれかに該当するものをいいます。

①その情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等^(注1)により特定の個人を識別することができるもの。なお、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含みます。

②個人識別符号^(注2)が含まれるもの

(注1)その他の記述等 文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいいます。ただし、個人識別符号を除きます。

(注2)個人識別符号 個人情報の保護に関する法律施行令第1条に定めるものをいいます。

保険料イメージ

保険期間：1年間

払込方法：一括払、1事故損害賠償請求でん補額／総てん補限度額：1億円(自己負担額：10万円)

ブランドプロテクト費用保険金1事故でん補限度額：1,000万円(縮小てん補割合90%)

業種：IT・通信事業者
売上高：100億円

保険料 約75万円

業種：建設業
売上高：100億円

保険料 約55万円

業種：サービス業
売上高：10億円

保険料 約15万円

※保険料は業種・売上高・告知事項等申告書に記載する告知内容により異なりますので、パンフレットに記載された保険料水準は、実際のご契約保険料をお約束するものではありません。

お支払いいただく保険料

- ◆保険料は業種・売上高・告知内容により異なりますので、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- ◆保険料のお見積りにあたり、個人情報取扱事業者保険告知事項等申告書をご記入いただきます。最近の会計年度(1年間)の売上高または保険期間中の見込売上高(お客さまが銀行業等の場合は預金量)をお知らせください。

保険金をお支払いできない主な場合

〈業務過誤賠償責任保険普通保険約款〉

- ①被保険者の故意または他人に損害を与えることを予見しながら行った行為に起因する損害賠償請求
- ②被保険者またはその使用人等の犯罪行為(刑を科せられるべき違法な行為をいい、時効の完成等によって刑を科せられなかった行為を含みます。ただし、過失犯を除きます。)に起因する損害賠償請求
※使用人の犯罪行為については、告知書の結果により補償対象にすることも可能です。
- ③法令に違反することを被保険者が認識しながら(認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。)行った行為に起因する損害賠償請求
- ④被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為に起因する損害賠償請求
- ⑤身体障害や財物の損壊に伴う損害
- ⑥予め設定した遡及日(保険証券記載の遡及日をいいます。)より前に生じた個人情報の漏えいまたはそのおそれに起因する損害賠償請求
- ⑦通常の業務の範囲でない行為に起因する損害賠償請求
- ⑧被保険者と世帯を同じくする親族からの損害賠償請求
- ⑨直接であると間接であるとを問わず、採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害賠償請求
- ⑩他の被保険者からなされた損害賠償請求

〈個人情報取扱事業者特約条項〉

- ①個人情報の利用目的(被保険者が本人に通知し、または公表する個人情報の利用の目的)の達成に必要な範囲を超えた個人情報の取扱いに起因する損害賠償請求
- ②偽りその他不正な手段により取得した個人情報の取扱いに起因する損害賠償請求
- ③サーバーおよびその他記憶媒体に記録された個人情報データベース等に有効なアクセス制限が設けられていないことに起因する損害賠償請求
- ④個人情報の取扱いが法令に違反し、主務大臣等により是正の勧告、命令等がなされた場合に、その後被保険者が必要かつ適正な措置を完了するまでの間に新たに発生したその違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれによる損害賠償請求
- ⑤記名被保険者の役員に関する個人情報漏えいしたことによる損害賠償請求
- ⑥被保険者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知・公表しないことに起因する損害賠償請求
- ⑦被保険者が第三者へ個人データを提供したり、その取扱いを委託したことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑧被保険者が第三者から個人データを提供され、その取扱いを委託されたことが、個人情報の漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑨個人データが正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任
- ⑩契約違反による違約金支払規定により加重された賠償責任

〈企業情報漏えい担保追加条項〉

- ①クレジットカード番号、口座番号等が漏えいし、それらの番号が不正に使用されたことによって生じた経済的損失に起因する損害賠償請求
- ②被保険者が労働者派遣事業を行っている場合、派遣労働者が派遣先で行った行為に起因する損害賠償請求
- ③被保険者が第三者に対して企業情報を提供し、その取扱いを委託したことが、企業情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ④被保険者が第三者から企業情報を提供され、その取扱いを委託されたことが、企業情報漏えいに該当するとしてなされた損害賠償請求
- ⑤企業情報を共同利用している場合において、共同利用している間に企業情報漏えいが発生することによって生じた経済的損失に起因する損害賠償請求
- ⑥契約上加重された責任または保証に起因する損害賠償請求、対象業務の履行遅滞または履行不能に起因する損害賠償請求
- ⑦虚偽その他不正な手段により取得した企業情報を漏えいさせたことに起因する損害賠償請求
- ⑧サーバーに記録された企業情報に有効なアクセス制限等が設けられていないことに起因する損害賠償請求
- ⑨企業情報が正確でない、または最新の情報でないことにより加重された賠償責任

※上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

など

特にご注意いただきたいこと

I

契約締結時における注意事項

① 告知義務と告知事項

ご契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項(重要事項等説明書をご確認ください。)について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確にお申し出いただく義務(告知義務)があります。

保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、事故の際に保険金をお支払いできなくなったりすることがありますのでご注意ください。

② 保険証券について

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 保険料領収証について

保険料をお支払いの際は、特定の特約条項をセットした場合を除いて、損保ジャパン日本興亜所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。

なお、口座振替の場合は、保険料領収証を交付しておりませんのでご了承ください。

④ クーリングオフ

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

⑤ 他人のための契約について

ご契約者と被保険者(補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑥ 契約申込書の記載事項の確認

お客さまの保険料算出に特に関係する売上高や告知書の質問事項につきましては、保険契約申込書または告知書の記載事項と事実が異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

⑦ 保険料の算出について

- 売上高、預金量、領収金等(以下、「売上高等」といいます。)によって保険料を算出する概算保険料方式のご契約については、売上高等が確定した後に、確定した売上高等に基づき算出した保険料(以下、「確定保険料」といいます。)との差額を返還または請求します。確定保険料の算出の基礎数字となる売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただく場合、保険料の算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。
- 概算保険料方式でご契約いただいている場合で、かつ、保険料が最低保険料(注)となっているご契約について、確定保険料が最低保険料(注)を下回った場合は、保険料の返還は行いません。
- この保険の最低保険料(注)は保険契約申込書に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。
(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

⑧ 保険料のお支払い方法

- 保険料の払込方式は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一括払と、複数の回数に分けてお支払いいただく分割払があります。分割払で保険料をお支払いいただく場合は、所定の条件を満たす必要があります。払込方式についての詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険料は、初回保険料の口座振替に関する特約条項などの特定の特約条項をセットした場合を除いて、ご契約と同時にお支払いください。保険期間が始まった後であっても、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜が保険料を領収する前に生じた事故による損害については保険金をお支払いできません。
- 分割払の場合には、払込方法等により、保険料が割増となる場合があります。
- 分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、所定の払込期日までに お支払いください。払込期日までに分割保険料のお支払いがない場合には、その払込期日後に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いすることができなくなったり、保険契約が解除される場合があります。

1 通知義務等

(1) 保険契約締結後、通知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

	通知事項
① 記名被保険者が個人 ^(※1) のお客さまの場合	告知事項に変更が発生する場合、遅滞なくご通知ください。
② 記名被保険者が上記①以外のお客さまの場合	次のような場合には、あらかじめ ^(※2) 取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。保険契約申込書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合

(※1) 個人事業主のお客さま(法人以外の組合等のお客さまも含まれます。)は、個人に含みます。

(※2) 保険契約申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なお連絡ができないことがあります。なお、改姓等によりご契約者の氏名を変更された場合も、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。

ご契約者の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

2 ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

1 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。

2 保険金のご請求に必要な書類

保険金のご請求にあたっては、「重要事項等説明書」、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」をご確認のうえ、損保ジャパン日本興亜が求める書類をご提出ください。

(注) 事故の内容および損害の額等に応じ、「重要事項等説明書」の記載以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

3 保険金のお支払いについて

上記②の書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

4 保険金請求権に関して

被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳しくは損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までお問い合わせください。

5 示談交渉サービスはありません

● この保険では、損保ジャパン日本興亜が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。

この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。

● なお、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、遅滞なく、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口:事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午後5時～翌日午前9時

土日祝日：24時間(12月31日～1月3日を含みます。)

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

Ⅳ その他ご注意いただきたいこと

① 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務などの代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

② 複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は、各々の引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記項目以外には用いません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

損保ジャパン日本興亜は、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

⑤ 訴訟により提起された場合

この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

⑥ 質権の設定について

賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

商品に関するお問い合わせ

- ◆パソコン・スマートフォンから
<https://www.sjnk.co.jp/>
- ◆カスタマーセンター
0120-888-089
おかけ間違いにご注意ください。



【受付時間】

平日：午前9時～午後8時
土日祝日：午前9時～午後5時
（12月31日～1月3日は休業）

- （注1）お問い合わせの内容に応じて、取扱代理店・営業店・保険金サービス課へお取次ぎさせていただく場合がございます。
（注2）パソコンやスマートフォンからのアクセスについて、端末やご利用環境によっては一部機能がご利用いただけない場合があります。

保険会社との間で問題を解決できない場合 （指定紛争解決機関）

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

 **0570-022808** <通話料有料>
おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 平日：午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
（<http://www.sonpo.or.jp/>）

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、「普通保険約款、特約条項、追加条項等」、「重要事項等説明書」をご覧ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。



SOMPO ホールディングス
損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト> <https://www.sjnk.co.jp/>

お問い合わせ先